九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

[066]政治研究表紙奥付等

https://hdl.handle.net/2324/2230962

出版情報：政治研究. 66, 2019-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

九州大学政治研究会規約

第一条　本会は九州大学政治研究会と称する。

第二条　本会は、九州大学においてひろく政治学研究の水準向上を促進し、かねて本学政治学関連部門に所属する大学院生への教育に資することを目的とする。また、この目的を達成するため、関連諸学ならびに九州地区を中心とする諸地域の研究者、大学院生との交流を図る。

第三条　本会は、第二条の趣旨に基づき、次の事業を行う。

㈠　政治研究会例会の開催。

㈡　雑誌『政治研究』の発行・販売。

第四条　本会は、次の者を会員とする。

㈠　九州大学大学院法学研究院に所属する政治学関連部門の教員、九州大学大学院法学府に所属する政治学専攻の大学院生で、所定の会費を納める者。

㈡　第一項に含まれない九州大学に所属する教員、大学院生で、本会の目的に賛同し、所定の会費を納める者。

㈢　本会の目的に賛同し、所定の会費を納める者。

㈣　本会に長年所属し、本会の活動に多大な貢献をし、かつ現在有職でない者を、名誉会員とすることができる。名誉会員の資格は総会での承認が必要である。

第五条　本会の事業に関わる経費は、会員より納入される会費、雑誌『政治研究』の売上、寄付金およびその他の収入による。

第六条　会費は年度ごとに納入しなければならない。但し会費納入についての詳細は、別に定める「政治

研究会会費納入規定」に従うものとする。

第七条　会員は、雑誌『政治研究』への寄稿の権利をもち、毎号当該雑誌の配布を受ける。但し当該雑誌への掲載に関しては、別に定める「『政治研究』執筆規定」に従うものとする。

第八条　本会は、次の機関を置く。

㈠　本会の運営に関わる一切の決議は総会においてこれを行う。総会は原則として年一回年度最初の例会と共に開催する。次項に定める事務局・委員会は、総会において前年度の活動に関する報告を行い、総会での議決を経なければならない。また、総会での議決は、出席会員の過半数による。なお、会員の三分の一の賛成により、臨時総会を開くことを得る。臨時総会における議決は、次の総会の開催まで、その効力を有する。

㈡　本会には以下の事務局・委員会を置く。

①　研究会事務局：政治研究会例会の運営に関わる事務を行う。事務局には幹事、会計ほか必要に応じて若干の委員を置く。また、事務局は毎会計年度の予算を作成し、総会に提出してその審議を受け議決を経なければならない。

②　編集委員会：雑誌『政治研究』の発行に関わる事務を行う。当該雑誌の編集にあたっては、別に定める「『政治研究』執筆規定」に従うものとする。編集委員会には、代表委員ほか必要に応じて若干の委員を置く。

③　監査委員会：政治研究会の会費運用に関する監査を行う。

㈢　幹事会：本会には幹事会を置く。幹事会は、前項に定める事務局・委員会の代表者でこれを構成する。幹事会は事務局・委員会を代表し、総会における議決の執行に責任を負うと共に、総会に対して本会の運営に関わる提案を行う。

第九条　第八条に定める機関を運営する委員は、会員の中から総会で選出し、その任期は二年とする。但し再任はさまたげない。また、第八条に定める委

員のほか、本会には会長を置く。会長は九州大学政治学関連部門の教員より互選する。会長は本会を代表し、本会の運営に責任を負う。

第十条　本規約の改正は、総会において行う。規約の改正には、出席会員の三分の二の賛成を必要とする。

附則　二〇〇四年四月一七日　第四条第四項を追加および第六条を一部改正。同修正は議決の期日（二〇〇四年四月一七日）より施行されるものとする。

2　二〇一四年四月一九日　第四条を一部改正。同修正は議決の期日（二〇一四年四月一九日）より施行されるものとする。

政治研究会会費納入規定

第一条　本会規約第六条（会費）の定めるところにより、本会の会費をこの規定によって定める。

第二条　本会の会費は、年額四八〇〇円と定める。但し、名誉会員についてはこれを免除する。

第三条　本会の会計年度は、四月一日より翌年の三月三一日までとする。

第四条　会費は指定郵便口座への振込み、もしくは、研究会事務局会計への直接納入によって、当該年度はじめに納入するものとする。

第五条　会費を三年以上滞納した者は、本会を退会したものとみなす。

第六条　本規定の改正については、総会の議決を経なければならない。

二〇〇四年四月一七日　制定

『政治研究』執筆規定

第一条　『政治研究』の発行

㈠　『政治研究』（以下本誌と称す）は、政治研究会（以下本会と称す）会員の研究成果を発表するために、原則として年一回三月に発行される。

㈡　本誌の発行にともなう事務は、編集委員代表を中心とする編集委員会がこれを行う。

第二条　投稿資格

㈠　本誌への投稿は、原則として会費を完納した本会会員に限る。

㈡　編集委員会の判断で、本会会員または非会員に原稿執筆を依頼する場合がある。なお、執筆依頼は本会会長が文書をもってこれを行う。

第三条　投稿上の注意

㈠　本誌への論文掲載を希望する会員は、編集委員会が指定する締切日までに、編集委員会宛に原稿を提出する。（郵送の場合は、締切日までに必着とする。）投稿締切日は、毎号ごとに編集委員会が決定し、適当な時期に本会会員に通知する。

㈡　提出原稿は完成原稿とする。

第四条　論文の内容と種別

㈠　本誌に掲載される論文は、政治学およびその関連領域に関する未公刊の論文とする。

㈡　本誌に掲載される論文は、その内容によって、論説、研究ノート、書評、資料紹介等に分類される。

第五条　原稿の分量

㈠　日本語論文の場合、原稿の頁数（注釈を含む）は、論文の種別によって以下の通りに定める。所定の上限頁数を原則とするが、論説についてのみ費用の自己負担によりさらに五頁まで掲載を認める。それ以上の超過は認めない。

論文種別	頁数
論説	三〇頁（一頁は、五三字・二一行・一段）
研究ノート	二〇頁（一頁は、二七字・二一行・二段）
書評	八頁（一頁は、二七字・二一行・二段）
資料紹介等	八頁（一頁は、二七字・二一行・二段）

㈡　英語論文の場合、原稿の語数（注釈を含む）は、論文の種別によって以下の通りに定める。所定の上限語数を原則とするが、論説についてのみ費用の自己負担によりさらに一五〇〇語（words）まで掲載を認める。それ以上の超過は認めない。

論文種別	頁数
論説	九〇〇〇語（words）
研究ノート	六〇〇〇語（words）
書評	二四〇〇語（words）
資料紹介等	二四〇〇語（words）

なお、一頁大の図表は三〇〇語（words）と見なす。

第六条　投稿原稿の審査

㈠　投稿された原稿は、編集委員会が依頼する匿名の査読委員によって審査され、審査結果に基づいて編集委員会が本誌掲載の可否を決定する。

㈡　採否は以下の諸点の評価に基づき、総合的に判断して決定される。

①　内容（論旨の明確性、内容の独創性、方法の妥当性、資料の信頼性など）

②　表現（用語・表題・文献引用・注釈・図表の適切性など）

㈢　審査結果については「採用」「不採用」「修正の上再審査」のいずれかを執筆者に通知する。このうち、「修正の上再審査」に該当した原稿はいったん執筆者に返却され、執筆者による修正の後、再度審査を行う。

第七条　投稿時の注意

㈠　原稿は、本誌掲載時には、原則として縦書きで掲載されるので数字の表記等に注意すること。横書きでの掲載を特に希望する場合は、その旨を編集委員会に明確に知らせること。

㈡　投稿時は、プリントアウトした原稿とともに、原稿を保存したデジタル・データを、電子メールの添付ファイル等で併せて提出すること。

㈢　特殊な文字（英語以外の外国文字、非常用漢字等）や図表を使用するなど、活字を組むに当たって特に注意が必要と思われる箇所は、該当個所を朱筆で明示すること。

㈣　注釈はすべて本文末に一括して掲げること。

㈤　原稿には以下の事項を記載した別紙を添付すること。

①　執筆者の氏名（漢字、ローマ字）

②　連絡先（住所と電話番号、ある場合には fax 番号と e-mail アドレス）

③　執筆者の所属・身分

④　論文の表題および必要であれば副題（和文、英文）

⑤　論文の種別

⑥　抜刷部数（一〇〇部までは無料、一〇〇部以上は一部一〇〇円）

第八条　校正

㈠　校正は原則として二回行う。ただし、執筆者が遠隔地にいる場合は、校正は一回となる場合がある。

㈡　校正は誤字、脱字、誤植の訂正のみとし、校正の段階での内容上の修正、ページ数の増減をともなう変更は認めない。

第九条　掲載論文の著作権・転載等

㈠　執筆者は執筆申し込み時に特段の意思表示をしない限り、本誌掲載論文を九州大学学術情報リポジトリ（QIR、以下 QIR）が WEB 上で無償公開することに同意したものとみなす。著作権の委譲は行わず、電子テキスト化についてのみ承諾を得るものとする。なお、特別な理由により電子テキスト化後に電子テキストの扱いの変更を希望する場合はその旨とその理由を編集委員会を通じて、QIR に申し入れることができる。具体的手続は、QIR の方針に沿うものとする。

㈡　本誌掲載論文に関しては、当該論文掲載号発刊後一年間は、QIR を除き、執筆者自身が運営するホー

ムページを含むすべてのホームページのWEB上またはその他媒体への転載を原則として認めない。なお、特別な事情のある場合は、幹事会の承認をうけ転載することができる。

第十条　その他

㈠　本誌の発行にともなう各作業の期限や細目は、編集委員会がその都度これを定めて通知し、執筆者はその指示に従うこと。

㈡　執筆者が執筆規定に違反した場合、もしくは編集委員会の指示に従わない場合は、編集委員会の判断で原稿受理後であっても掲載を拒否することがある。

二〇一八年四月二一日改定